

久留米市告示第 275 号

高齢者の医療の確保に関する法律 112 条に基づき、
後期高齢者医療保険料督促状について、別紙送達を受けるべき
者の住所、居所が不明であるので公示送達する。

なお、同法の規定により市長がこれらの書類を保管し、
いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和 8 年 6 月 1 日

久留米市長 原口 新五

	氏名	送付物	期別
1	川浪 シヅエ	後期高齢者医療保険料督促状	令和7年度 第9期
2	椛島 正行	後期高齢者医療保険料督促状	令和7年度 第9期
3	笹野 邦俊	後期高齢者医療保険料督促状	令和7年度 第9期